

平成27年度 第2回函館市福祉政策推進会議 会議概要

■日 時

平成27年10月21日（水） 午後6時30分～7時52分

■場 所

函館市役所 8階大会議室

■協議事項

- 1 座長の選出について
- 2 函館市成年後見センターについて

■会議資料

- 1 函館市成年後見センターについて
- 2 保健福祉部および子ども未来部ならびに福祉事務所各課における事務分掌について（参考資料）

■出席委員（6名 ※欠席委員なし）

池田委員，大橋委員，齋藤委員，相馬委員，野村委員，山田委員

■事務局職員

保健福祉部 藤田部長，大泉次長
地域福祉課 桐澤課長，金指主査，石岡主任

■関係機関

社会福祉法人函館市社会福祉協議会 坂野事務局長
事業部事業課 西谷課長

■傍 聴

なし

■報 道

2社（北海道新聞社，函館新聞社）

■会議要旨

- 1 開会
- 2 協議事項
- 3 その他

事務局(金指主査)

ただいまから、平成27年度第2回函館市福祉政策推進会議を開催する。
はじめに、藤田保健福祉部長からご挨拶を申し上げます。

事務局(藤田部長)

—藤田部長 挨拶—

事務局(金指主査)

本日は、新委員で行う第1回目の会議となるので席順に従い委員の皆様を紹介したい。

(各委員)

—自己紹介および挨拶—

事務局(金指主査)

皆様には、今後2年間にわたり、市の福祉施策についてご議論をいただくことになるのでよろしくお願いしたい。

続いて、本日出席しております保健福祉部職員を紹介させていただきたい。

—職員紹介—

また、本日は、函館市成年後見センター運營業務等の受託事業者である社会福祉法人函館市社会福祉協議会の職員にも出席いただいているので、ご紹介させていただきたい。

—社会福祉法人函館市社会福祉協議会 職員紹介—

それでは、会議次第にしたがいまして進めていきたい。この会議は公開とし、本日は、このあと20時程度の終了を予定しているので、ご協力をお願いしたい。

次第4の協議事項「(1) 座長等の選出について」であるが、設置要綱第4条第2項の規定により、座長は委員の互選により定めることとしている。

事務局案としては、これまで当会議の座長を務めてこられた函館大妻高等学校の池田委員をお願いしたいがいかがか。

(各委員)

(「異議なし」の声)

事務局（金指主査）

異議がないようなので，座長を池田委員に決定したい。

続いて設置要綱第4条第4項の規定により，座長の職務を代理する委員を座長から指名をお願いしたい。

池田座長

座長の職務を代理する方は，私が出席できない時に代わりに司会進行をしていただくということで，私があらかじめ指名することになっているので，座長の職務代理には函館大学の池田委員をお願いしたいと思う。

（各委員）

（「異議なし」の声）

事務局（金指主査）

座長の職務代理を池田委員をお願いしたい。

ここで座長の池田委員から一言ご挨拶をお願いしたい。

池田座長

—就任あいさつ—

事務局（金指主査）

これからの会議の進行は座長を議長として進めていただきたい。

池田座長

それでは，協議事項の「1 函館市成年後見センターについて」，事務局から資料の説明をお願いします。

事務局（桐澤課長）

—資料の説明—

池田座長

今，説明があったが，函館市社会福祉協議会（以下「社協」という。）の中に事務局を置くということで良いか。

事務局（桐澤課長）

良い。

池田座長

社協の中に事務局を置いて、この体制でやっていきたいということだが、どうだろうか。今の成年後見制度について、齋藤委員、意見があればお願いしたい。

齋藤委員

成年後見センターについては、昨年度、函館市における協議会か何かで、社協などの機関が担って進めなさいというような形の答申が出ていたと記憶しており、今般、募集をかけた結果が社協ということで理解している。

成年後見センターの整備は全国的な流れだと思うので、いい形で収まったのかなと思っている。

ただ、これから成年後見センターを着手するにあたって、社協に対しては、センターだけではなく、これまでの仕事のあり方や業務の進め方などについての様々な意見があったのではないか。

私自身は、まだ一年ちょっとしか函館にいないので事情は分からないが、その辺も踏まえた改善を含めて、取り組んで行かれるのではないかと期待している。

池田座長

ありがとうございました。

ひとつ確認したいが、チェック体制などはどうなっているのだろうか。

成年後見制度で、結構不正が行われているが、どこで誰がどうやってチェックするのだろうか。財産の問題などがあるだろう。

事務局（桐澤課長）

確かにそういう不正の報道は結構目にしている。不正をする方は、弁護士から家族まで様々である。

成年後見人を任免するのは家庭裁判所であり、我々は市民後見人を育成していくという立場になる。

責任は任命する家庭裁判所ということになるが、そういうことのないよう、我々も心がけるし、裁判所はそれ意識し任命していくという仕組みになっている。

池田座長

しかしながら、第三者機関というか、常にチェックする体制というものをどこかに盛り込まなくてよいのだろうか。

いま課長が言ったことは、当たり前のことであって、規定どおりのことを話しているが、実際に不正が起きているわけだから、そうならないために常にチェックできるような体制づくりをどこかでやらなければならないのかなと思った。

事務局（桐澤課長）

先ほど、少し説明させていただいたが、運営協議会を年2回以上開催する。

研修会を行うほか、専門部会を設置して必要に応じ会議を開催するという一方で、第三者機関によるチェック体制というものも想定している。

池田座長

それでは、この第三者機関がそのひとつひとつについてチェックしていくということによって良いのだろうか。

事務局（桐澤課長）

そうなる。チェックには函館市も大きく関与していきたいと考えている。

池田座長

わかりました。

大橋委員、いまの話で何かあるだろうか。

大橋委員

質問になるが、市民後見人養成講座の修了者が38人で、資料下の方に書いている「研修修了者たる市民後見人候補者登録を促進し」って書いてあるってことは、その方々は、修了はしたが登録はされていないということだろうか。

事務局（桐澤課長）

センターを開設時に登録を開始するイメージである。

大橋委員

そうすると修了者の全員が登録ではなく、そのうちの一部の方が登録ということになるのだろうか。

事務局（桐澤課長）

登録は可能だと思うが、養成講座の受講者は、意欲があって熱心に受講してくれた方だが、フィルターにかかっていない。

そういう意味で、これから社協とも詰めて行かなければならないが、登録自体は、オープンな形で登録はしていただきたいと思っているものの、登録された全員が市民後見人として活動できるかといえば、そうではなくて、家庭裁判所から成年後見人に選任されなければならないという、最大のフィルターがあるので、そこをくぐって活動ということになるものと考えている。

大橋委員

もうひとつ心配していることは、きちんとした養成がされているのかということである。

別にテストがあるわけではないので、受講したら多分自動的に修了者にはなれるのだろう。

そこを、例えば、フォローアップ研修会をするということが書かれているので、更に研修を重ねていって、ある一定の方が登録されるのかなと思っていましたが、いまの話では違うということだろうか。

事務局（桐澤課長）

養成研修に決められたカリキュラムはないが、一定の受講レベルというのはある。

4日以上、時間にするとおよそ70時間以上は様々な講習を受けているので、一定程度の知識は整っているとの認識である。

これからの話になるが、登録後は、フォローアップ研修をはじめ、いろいろな活動を通じてレベルアップに繋げたい。

大橋委員

希望した方は誰でも受講できて、受講したら修了者になれるという状態なのであれば、修了者が今後どれだけ研修を積み重ねていただけたのかということと、登録後に、持続的に研修を受けなければ外されるとか、そういうところが必要なのかなと思う。

もうひとつ、登録が多い場合、それだけ需要があるだろうか。

役立とうと思って登録されたものの、そのまま、何も仕事がないという状態になるのか、それなりに需要があるのかということについて考えているのだろうか。

事務局（桐澤課長）

まず補足したい。

4日間、朝9時から5時までいろいろな分野にわたって講習を受けた方が38名いて本当にありがたいことだと思っている。

需要に関しては、例えば、旭川市や釧路市などが先進事例であるのだが、相談件数から言うと、年間だが、500オーバーの600、700件とかそのくらいの相談件数になっていて、そのなかで市民後見の利用に至る件数というのは、一桁から30件程度というレベルである。

市民後見人養成研修修了者全員がコンスタントに後見活動できるかということとそうでなく、家庭裁判所の選任をうけないと後見活動はできない。

いまのところ、函館の家庭裁判所では後見制度で市民後見人を使うかどうかは未定である。

市民後見人の活用は、各家庭裁判所が地域の実情に応じて判断するということになる。

6月頃に開催された家庭裁判所の会議に出席し、函館市では平成28年度から後

見センターを設置すると説明してきたところである。

函館家庭裁判所でもその説明を踏まえて検討してもらっているものと思っているので、以降は、社協と家庭裁判所とが連絡を密にして、体制づくりを進めてもらいたいと思っている。

市民後見人の需要がどの程度あるかという点についてであるが、今はそういう状態なので、まずは相談の開始からになると想定している。相談は結構需要があるだろうという認識である。

今後、新たな市民後見人を養成していくのかということについては、1～3年かけてでてきた相談件数や受任件数の実績を踏まえたうえで判断したいと考えている。

大橋委員

先程、函館家庭裁判所が市民後見人を利用するかどうかは未定とのことだったが、放っておいてもいいものなのだろう。家庭裁判所は、市民後見人をそのうち利用してくれるようになるものなのだろうか。

事務局（桐澤課長）

家庭裁判所からは検討を進めていると聞いている。

最高裁からは、市民後見人の活用に向けて取り組みを進めるようにとの指示が来ているようなので、なんとか市民後見人を活用してもらえるものと期待しているところである。

大橋委員

市民後見人活用の働きかけは、函館市になるのか、社協になるのか。

事務局（桐澤課長）

主に社協が主体となって、家庭裁判所と調整などをしてもらい、函館市も必要に応じて出ていきたいと考えている。

池田座長

山田委員、今までの話を聞いていて何かあればお願いしたい。

山田委員

資料で分からないところがあったので確認したい。

先ほど大橋委員が話した市民後見人のところだが、少し分かりかけたところである。しっかりと決まらないなかで進めていくと。家裁もそういうような状態だけでも、まあやってみようというような感じで受け止めたところである。

桐澤課長から説明を受けたが、市民後見人を養成して、その方々が、講習は受けたけどもその後どうなるか、そして今後の研修とか資格だとか活動とか、そういうのがちょっとまだ明確になっていないというか、心配なところではあるが、全体の形とし

ではこういうことでとりあえず出発していった方がいいのではないかなと思っています。

池田座長

相談業務からすると、大体600人から700人とすれば、38人の市民後見人が全員市民後見人になったとして、相談業務に当たるとなると、一人で最低でも15人、最高で20人くらい請け負わなければならないが、38人で可能という数値なのだろうか。

事務局（桐澤課長）

この相談件数は電話相談や簡単な照会も含んでいるものと思う。

相談業務の大半は、基本的にセンター職員が対応することになると思うが、600～700件というのは延べ件数であり、実際に窓口で対面して相談するのは、さほど多くならないのではないかな。

池田座長

一人で何回か相談するということか。

事務局（桐澤課長）

実質でいくと、200～300件ではないかと想定している。

野村委員

どうもありがとうございます。

いくつか質問と確認ということで。実際28年度からの事業なので、具体的内容についてはこれからだと思うが、このセンターが成年後見センターという名称なので、私の最初の印象では、成年後見制度にかかる全般的な相談・支援・サポートを行うセンターだと思っていた。

資料を読んで説明聞くと、あくまでも市民後見ということの必要性ものを普及・啓発して、市民後見人についての育成を図っていくことがメインの活動と理解してよいだろうか。

既に社会福祉士は後見人を受けていて、相当ハードな業務である。

私は、直接関わっていないが、実際に後見活動をされている方からは、成年後見人の業務はとても膨大なエネルギーと勉強が必要だと、苦労話をいつも聞かされている。

既に成年後見活動をしている団体やそういう方々に対しても、このセンターは様々な支援・サポートをしていくことも業務に入っているかどうかについて確認したい。

事務局（桐澤課長）

冒頭の説明でも少しお示ししたが、成年後見センターには大きく二つの業務がある。

ひとつは、成年後見制度全般に対する相談窓口で、制度の相談から利用の申し立てまでに至るワンストップサービスで、どちらかというところ、この窓口業務と利用までの支援に軸足がかなりいくのではないかと。

そして、もうひとつは、市民後見人の支援というサポート面になる。

内容についてだが、被後見人の財産の多寡、あるいは後見の難易度がさまざまあるので、相当困難なものは専門職の弁護士、行政書士などの方々に橋渡しをしていくことも成年後見センターには求められてくるのではないかと。

当然に相談内容によっては専門職が必要となるので、成年後見センターの活動の中では、弁護士や司法書士に依頼して相談という内容も含まれている。その棲み分けを含め、専門職の方々と話し合いながらやっていく。

野村委員

ありがとうございます。

そうすると、現在既に定期的に成年後見業務を受けている方、弁護士や司法書士、あるいは社会福祉会のメンバーなどが、定期的に勉強会や研究会、困難事例の検討会などをやっているが、そういう取り組みに対して、連携というところは確かに興味があるが、センターは、そういった後見活動の具体的な困難にぶつかっている事例などに対し、支援していくというような形というのか、そういう業務を想定されているかということについて聞きたい。

事務局（桐澤課長）

困難事例はですね、弁護士や司法書士にお願いしたいというのが、こちらのベクトルになる。

池田座長

それを抱えていたら大変なことになるだろう。

野村委員

その辺の棲み分けは整理していくという理解で良いだろうか。

ありがとうございます。だんだんと少しいメージが湧いてきた。

もう一点だけ質問したい。

38人も修了者がいたことは凄いなと思って見ていたが、どんな方々が受講したのか。もちろん、個人ということではなく、つまり、受講者が自分の身の回りに具体的にそういう後見が必要だなというご自身の体験からその必要性を感じて来られている方が多いのだろうか。

それとも、もう少し一般的に、ボランティア精神でこういった問題に関心を持って勉強したいというような問題意識から参加してきている人が多いのだろうか。

それによって、つまりその後、実際に後見人になってもらえるかということが、かなり違ってくると思う。

そのあたりの、受講者の方々の問題意識というのはどういう風な現状なのか。

事務局（桐澤課長）

実はその辺のところはアンケートをしたことがないため、把握していないが、研修を受ける対象者は、研修をやりますよというときに、まず基準として25歳以上の函館市民の方で、過去に後見人を解任されたことがない方、破産者でない方、というところの一定レベルのフィルターをくぐってきている方で、実に意欲的な方だろうと思っている。

男女別は、男性が12人で女性が16人、年齢は47歳から75歳まで、平均で63歳となっている。

現職の方もいるし、無職の方もいる。福祉関係職員の方とか、自営業の方とか会社員の方など、様々な方がいるので、委員がお尋ねの問題意識の割合は半々ぐらいではないかところである。

野村委員

一点だけ、意見というか、今後の検討課題かなということで申し上げたい。

実は私、精神保健協会というところの理事をしている。

精神保健、精神障がい、精神疾患等に関して広く市民の理解啓発をしていくという、そういう形で、この函館地域の精神保健に関わる関係者が集まって、主に普及啓発活動で、今日渡した資料の中にも10月31日に精神保健・メンタルヘルスの自殺予防の講演会があるが、その一環として実施する。

この協会の活動のひとつの大きな柱に、精神保健ボランティア講座というのがあるって、実質1週間ほどの一般市民を対象とした講座をやっている。

ボランティア養成講座になるので、その研修を受け、その後具体的にできればいろいろな形で精神保健・精神障がい者の方の様々な活動に関するボランティアになってほしい、という主旨でやっている講座になる。

ただ、現実問題として、今年も9月から10月にかけて実施し、20数名受講者がいたのだが、なかなかその後の活動が継続しない。

例えば具体的に言うと精神科病院のデイケアに行って、デイケアの利用者さんと色々話たりだとか、活動をサポートするだとか、そういったことも期待しているが、なかなかその、受けた人が具体的なボランティア活動に参加するまでには、ちょっとハードルがある。

もちろん、精神保健についての知識を持ってもらうということもとても大事なことなので受講してもらっている。

例えば、こういう市民後見の研修会やって、後見活動は大事だなという意識を市民に広く知ってもらおうという講座は、これはこれでとても大切で有意義な活動だと思うが、問題はその後で、具体的な活動に結びつけるとなると、これは講座だけではなかなか難しいだろうと思う。

そういう意味で言うと、ここにフォローアップが入っているんで、その次にどう

具体的に、例えば、後見活動に参加していってもらえるようなところは、来年度事業を始めた場合については、非常に大きな課題として、現場で大変苦勞するところじゃないかと感じているので、参考までに話をさせていただいた。

池田座長

これはもちろん事例研究とか色々入っていると思う。

私もフォローアップ研修というのはすごく大事だと思っている。

これは是非力をいれてやっていかないと、停滞していくということになる。

今精神障がいという話がでたが、障がいを持った方々の高齢化も進んで行くと思うので、そういった意味においても、この成年後見制度が果たす役割があると思っているのだが、その辺はどうだろうか。

相馬委員

はい、私にしたら知的障がいの子が42歳になるが、この成年後見制度が始まった時に、すごく良いことだと思ったが、すごくお金かかる。

今は使うのに使えないという状態なので、この市民でというので。

池田座長

それは具体的にはどういうことなのか。

相馬委員

知的障がいは、やはり、いろいろなことで50歳過ぎたら大変になる。

どんどん老化が始まって、考えることも全部下がってくる。

そうなったらもう、親が元気なうちに後見制度つけていかないとと思い、この制度が始まった時に聞いたら、弁護士料からなにからって、けっこう1か月のお金かかるという話を聞き、それならとてもじゃないが使えないから、兄弟とか親戚に頼もうかなと思っていたのだが、市民後見人がやるのなら、そんなにお金もかからなくて、使いやすいのかなと思った。

それで、使いやすい、あまりお金のかからないような状態になると、みんな相談したりと、いろいろと行きやすくなるかなと思っていた。

私は、そこのところに期待している。

事務局（桐澤課長）

費用については、相談の段階ではもちろんお金かからないので、どうぞお気軽に来てくださいという感じになる。

ただ、成年後見制度の問題を掘り下げて行くと、やはり財産の問題になってきて、ある程度の財産の管理をするとすると、その管理に対して相応の報酬が裁判所の方から規定されることになる。

財産のある方はそれなりの費用がかかってしまうが、無い人に対しては、役所が

助成する制度もあるので、そういうことも含めて敷居が低いので、まずは相談に来てください、相談は無料ですという形にしたい。

池田座長

親の方もこれからだんだんと高齢化していくので、やはり心配な話だと思う。
大橋先生、先ほど言い足りなかったことをお願いしたい。

大橋委員

市民後見自体ではないが、あとちょっといろいろお願いごとがある。
例えば、この市民後見に限らず成年後見制度に関する相談で一般市民などが相談に対応しますという内容が書いてあるが、結構大変だと思う。

今でも認知症の家族の方が家庭裁判所に行って、こういう書類を作ってきてくださいということで何回も行き来しないとならないことがあるので、実際にここに、センターに行ったらこういう書類が必要ですよとちゃんとしてもらえて、例えば、医療機関の診断書、名前忘れましたが、そういうものが必要なので、どの施設だと取れますよというような紹介をしてもらえるとか、どの程度の期間でどういう手続きを踏んでいったら市民後見の手続きができるようになるとか、そういうところの相談に丁寧に応じてもらえたらいいなと思った。

もう、相談に来られましたので、あなたはその対象ですから家庭裁判所へ行ってくださいって、そのまま行くようになると、家族はそこから何度も行ったり来たりしないといけないことになる。

あともうひとつが、(3)で市民後見人については、後見活動における相談っていうのがあるが、家族が、成年後見人になった場合の後見活動に向けた相談というのを受けてもらえたらいいなと思った。

家族が成年後見人になった場合、毎年出さなければならない書類がある。

そういうものを作るのはすごく大変だとか、そういうところを、こうやって書類は作成したらいいとか、また成年後見人になってからでも、色々悩みが出てくるところを、家族の成年後見人に対する持続的な相談にも乗ってもらえたらありがたいなと思う。

池田座長

是非今の意見を汲み取って、内容的なものを充実させていってもらいたいな、ということの良いだろうか。

大橋委員

はい。

社協 坂野事務局長

今の一点目の意見については、広報活動のなかでも、やはりこれから利用される方

のハンドブックだとか、資料に載っているのは後見人活動のマニュアルになるが、広報の中にはこういう制度でこういう使い方ということで、ハンドブック的なものも今後作成するようである。

今年度はちょっと厳しかしれないが、来年度のスタートに向けて取り組んでいきたい。

また、家族の相談的なところについても、意見として、今後検討させて頂きたいと思っているので、よろしくお願ひしたい。

大橋委員

きめ細やかな対応を是非お願ひしたい。

池田座長

そういったものを意見としてあれば、出してもらって、センターの活動の中で活かしてもらえば。

どうぞ、山田先生。

山田委員

今の話にプラスして、パンフレット等の広報というのは、非常に一般市民に対してわかりにくいので、介護センターの始まった時もそうだったが、町内会とかの集まりなど、対話で広報しないとなかなか浸透しないというのが現実的であるし、それにもやはり何年もかかるということなので、直接市民にティーチングするような形をとってもらえたら、もう一気に広がるのではないか。

高齢化率31.9%ですから、やっぱり高齢者の人が心配なものが凄く多いと思う。そういうので、介護保険制度が始まった時と同ように、よろしくお願ひしたい。

社協 坂野事務局長

わかりました。

池田座長

そうだと思う。介護予防の関係とかいろいろな関係でも、やはりそういう、町内会とか町内会連合会とか、いろいろな各種団体のところに出かけて行って、広報活動を今やっている。

いわゆる地域包括ケアの問題で、紙一枚ということではなく、今山田先生が言ったようにいろいろなところに行って、周知徹底していくことがやはり大事だと思う。

市民後見人が、そういったもので動いていけば、かなり広範なところにアピールできるのではないかと思う。

斉藤先生、何か意見があればどうぞ。

齋藤委員

確か、出前講座みたいなことを想定いるかなと思っていたが、その辺ちょっと伺えないだろうか。

社協 坂野事務局長

まず今の出前講座的な部分と、外に出向いて行く部分については、先ほどの説明にあったとおり、市民後見人の研修を受けた方を裁判所がすぐに市民後見人として選任するというのではないので、やはり実務の中からの研修もということで、いろいろ市民相談なりそういう出前講座にも一緒に職員と出向いていっていただいて対応していただくことも考えている。

日常生活自立支援事業という部分も、北海道社会福祉協議会、後見人が必要となる前の前段の部分でタイアップをしながら、4月から当方も取り組んでいきたいと考えているので、そちらの方の生活相談員、または後見人の支援員というような形のなかでの体験の中から経験を積んでもらう。

そのような経験を積んでもらいながら、裁判所から市民後見人の推薦依頼が出たら、市民後見人になってもらう。

講習だけでなく、経験にも配慮しながら進めていきたいと考えている。

池田座長

だいぶ成年後見センターの組織とか運営の方向性とかが見えてきたと思う。

齋藤委員は社会福祉士会に加入しているのだろうか。

帯広の方でもこのような話はでているのだろうか。

齋藤委員

でている。確か帯広市社会福祉協議会でやっているかなと思う。ただ、先程も議論があったように、600件というのは相談の延べ件数で、具体的な一人が引き受ける数字はもっともっと少なくても、一桁だったと思う。

そういうことで、やはり、野村先生も言っていたが、一人でお引き受けするのに、三人くらいでもうあっぷあっぷしているような話を聞くので、実際の相談件数とそれから受任してその業務を行っていくというところで、数としてはかなり開きがあるだろうなとイメージしている。

池田座長

三件くらいであっぷあっぷしていると。

齋藤委員

大変だと聞いている。

野村委員

しかし、その話は本業じゃないので。

自分の仕事を持ちながら、半分ボランティア的な形で、もちろん報酬を受けているが、ケースを担当することがある。

社会福祉士会の場合は、いろいろな活動をしているが、成年後見制度に関わる業務がメインになっていて、先ほど言ったとおり、専門部会のようなものを持って定期的に研修会やケース検討会などもやっている。

池田座長

野村先生は、社会福祉士会に加入しているのだろうか。

野村委員

私は社会福祉士会の一会員だが、直接、成年後見の方の部会には入っていないので、具体的な事業内容までは承知していない。

そういう意味で言うと、かなりいろいろな経験の蓄積はあると思うので、是非連携しながら進めてもらえれば、お互い心強いのではないかと思う。

池田座長

そうだと思う。

社会福祉士会の中にそういった成年後見の組織があるのなら、連携していけばそのノウハウをかなり受けられると思う。

他に何か全体を通して質問があればお願いしたい。

成年後見制度について大体見えただろうか。

いろいろな要望も皆さんから出てきたし、そういったものを活かしてもらいながら、成年後見センターを運営してもらおうというかたちで、我々はここで、今いろいろなことを言ったことが、今度はそれがきちんと運営の中で活かされているかどうかということをチェックしなくてはならない。

そのところを認識しながら、会議を進めて行かなければならないということである。

今、いろいろな意見が出てきた。

良い意見がたくさん出てきたので、そういったものを是非活かしてもらいながら進めてもらえればと思う。

他にまだあるだろうか。

大橋委員

今座長がチェックしていかないといけないと言ったが、私たちが今後の成年後見センターの活動をチェックする方法はあるのだろうか。

池田座長

チェックというのはそういうことではなくて、見守っていかないとならないとの意

味である。我々がひとつひとつをチェックすることはできない。

そういうのは実際に、運営の中で活かされているかどうかを見ていかなければならない。

大橋委員

例えば、ここに報告に来ていただく機会があるのかな、と思っていたが違うということだろうか。

池田座長

そうでなく、例えば、センターが4月にスタートして、この会議がまた開かれるときに、センターの状況を聞いたときに、運営として不十分ではないかということもこの会議で意見として発言はできる。

だから、ちゃんと見守りながらやっていくということも必要になっていくのではないかな。

そのなかで、更に成年後見センターそのものの運営がもっとしっかりしたものになっていけばいいのではないかという意味で、我々がセンターの運営の全部を中に入れてチェックするという意味ではないということである。

他に何か意見があればお願いしたい。

齋藤委員

その他で良ければ2～3だが発言させてほしい。

冒頭、座長から会の進行について話があったので、それで把握しているつもりであるが、いくつか共通理解しておいた方がいい点、特に新しい委員会なのでちょっとお尋ねさせていただきたい。

ひとつは、この会の方向性、例えば、いわゆるざっくばらんに意見を出し合う場として理解した方がいいのか、それとも何か市の方から、例えばこれをここで揉んでほしいといった何らかのミッションとか期待のようなものがあるのだろうか。

広く我々が意見交換する場として理解した方がいいのかということ伺いたい。

前の会に出ているとその雰囲気わかるが、前年度の会は分らないことから、その辺のニュアンスを少し教えていただきたい。

それからもうひとつは、そこに関わるんですけども、成年後見センターのような形で協議事項が毎回上がってきて、その協議事項について具体的な意見をここで出し合う場として理解した方がいいのか。

それとも、例えば我々自身が何か協議した方がいいことや、あるいは、具体的に提案したいというようなことを毎回準備した方がいいのかといったことを含めて、その辺りはどう考えたらいいのかなと思っている。

例えば、私などは、これは余談になるが、これから函館市内に結構廃校が出るときに、いろいろな廃校利用の形があるわけだが、帯広で私が現場にいたときには廃校利用を兼ねて複合型の福祉施設として利用をしている。

ですから、そういうような形での議論も福祉コミュニティエリアの話もでしたが、ここで発してった方がいいのか、それとも、その辺はある程度協議事項が上がってきて、そこを広く議論する場と理解するならそれはまた別の機会かなとか、その辺のニュアンスをざっくりばらんに教えていただければありがたい。

池田座長

両方ある。事務局の方から協議の議題が出てきて、今回みたいに、事前に配布される場合もあるし、それから、委員の中からこういうことを議題にしてもらいたということもある。

それらについて、ここで、それぞれの専門分野の意見を聞きながら、函館市の政策の中に活かしていってもらいたいというようなことで、フリーに発言できるような場ということになる。

だから、この場でこうしなければならないという統一的なものを出すということではない。

齋藤委員

そうすると、例えば昨年度の会議の時は、そういうやったなかで、例えば、座長の説明のように、最終的にはこういう形でまとめましたということではなく、いわゆるいろいろな先生方が意見交換するなかで、市はこれを活かしてくださいというような形で昨年も終わっているとの認識でよいか。

池田座長

そうである。

こういう考え方もあるのではないかと。

市は、いま課長が紙で示したような、考えていることを提案する。

しかし、我々としてはこういう考え方があるのではないか、こうした方がもっと良くなるのではないか、それからこうしてもらいたいといったことをここでディスカッションしていければいいということである。

齋藤委員

市としてもそういう期待をしているという理解でよいだろうか。

事務局（桐澤課長）

はい。

池田座長

では、その他というところまで進んで委員の意見も出尽くしたと思うので、若干時間は早いがこの会議を締めたいと思う。

事務局（桐澤課長）

今回の会議については、来年の一月あたりに開催したいと考えている。

日程等々については、後ほど案内をさせていただくので、その節にはよろしくお願ひしたい。

なお議題については、フリートーキングで結構だが、ある程度テーマは出させていただきたいと考えており、今回は、福祉コミュニティエリアの公募がいよいよ12月14日に標準を定めている。

公募要領を示し、3月には決定したいという運びになっているので、こういった方向で公募をやっているのかといったところを1月に説明したいと思っている。

1月の時点では、福祉コミュニティエリアのどういう方向でどういうものが作られていくのかという方向性は見えるものの、絵が見えるのは、やはり3月の事業者選定になる。

それでも、3月のその一番良い提案でも満点ではなく、選ばれたからといって、そのとおりとしてくださいともならないということで、選ばれた事業者には、さらに実施設計していただき、事業計画を肉付けしていただき、内容を補強していただいたり、いろいろな各方面からのご意見ご要望を加味した上で、事業計画を7月辺りまでに作っていただく。

その上で、これでいいということになれば、事業協定を結んで土地の売買に持ち込んで行こうということをして28年度に想定しているの、何度か福祉コミュニティエリアについては、説明させていただくことで想定している。

池田座長

ありがとうございます。

これは前の委員会から引き続いている話で、コミュニティエリアをこうしたいという事務局からの絵があって、それに向けて事業者の選定などの段階まで今進んでいる。今回は、そこから先が課長からの説明になってくるということになる。

広さは6万㎡だったのだろうか。

事務局（桐澤課長）

8万㎡になる。

池田座長

8万㎡だが周りが林だから使えるところはその中になるので、それをどうやって活用していくのかになってくる。

具体的なものは、今度出てくるということになると思うので、それについて、また先生方の意見をいただければと思う。

あと事務局よろしいですか。

事務局（桐澤課長）

はい。

池田座長

では以上をもって会議を終了したい。
これからどうぞよろしくお願いします。